

大久保利通の「富強化」構想

辻 岡 正 己

目 次

はじめに

本 論

1. 米欧回覧帰国後の大久保
2. 朝鮮遣使問題と大久保
3. 「征韓論に関する意見書」
4. 「明治六年政変」後の新体制

おわりに

は じ め に

渡辺国武は、大久保の公生涯は米欧回覧を境に2段階に分けられているという⁽¹⁾。大久保がいわゆる「大久保政権」下で、内務省を中軸として富強を目的とし、その実現の手段として殖産興業政策を展開したのは、米欧回覧帰国後の第二段階においてであった。大久保は米欧回覧によって、かれの富強化構想をいっそう具体化・明確化した。米欧回覧は大久保をして、政権確立を志向する政治家から、殖産興業を推進する政策家に変貌せしめる重大な契機をなした。政策家としての政策方針確定に多大な影響をあたえたのみでなく、安場保和によれば、挙措進退にいたるまで、大久保の人品を変化させたほどの大影響をおよぼしたのである⁽²⁾。

大久保は米欧回覧の過程において、産業革命を経て生産構造の中心が工

業となった国と、経ない国のいわば農業国との経済段階の質的隔差から生ずる生産諸力の絶大な懸隔を実見して、大きな衝撃をうけ、一時官僚の政治家として自信を喪失した。「世界の工場」といわれた「鉄と石炭の文明」によるイギリス資本主義生産機構の実体である産業隆盛と富強に接して、自己の進退を考慮せざるをえなかったほどの深刻な衝撃をうけたのである。現実に見る目前の西洋文明と日本の現状との落差があまりにも大きすぎることから一時絶望した大久保も、イギリスをはじめとする先進的欧米資本主義列強の産業隆盛と富強が、19世紀に入ってわずか半世紀たらずの期間に政府の勸業貿易政策推進によって達成された旨を知らされたとき、驚嘆・絶望から一転して列強の先進的制度・文物の摂取に意欲的となり、積極的に熱心な調査研究を開始したのである。

大久保が米欧回覧で得た最大の成果は、欧米資本主義列強の富強の根底となっている産業にたいして開眼させられたことであった。かれは日本の富強実現の方策として、イギリスでは富国のための殖産興業に、ドイツ軍国主義には強兵を、そのモデルとして学びとり、かれの富強化構想を具体化・明確化したのである。しかるに、回覧中途において、国事多難のために召還命令をうけ、急遽帰国することを余儀なくされることとなった。本論稿は米欧回覧帰国後の大久保の態度、大久保が竹馬の友であり盟友であった西郷と対決せざるをえなかった事情、かれが「征韓論争」で果たした重大な役割、さらには、いわゆる征韓論・朝鮮への西郷使節派遣反対の論拠とした、米欧回覧の眼で内治優先を主張したかれの財政経済政策論である「征韓論に関する意見書」、その後の新体制をフォローすることによって、大久保の富強化構想を考察せんとするものである。

本 論

1. 米欧回覧帰国後の大久保

1872（明治5）年にいたって留守政府に難問が噴出した。留守政府部内における予算決定をめぐる大蔵省対各省間の紛糾、内閣と大蔵省との不和、

陸軍省汚職事件をめぐる軍部内の混乱、徴兵令施行による士族層の反政府熱の高揚、さらには樺太問題、台湾事件とそれに関連しての琉球王国併合問題、征韓論などの内政・外交の難問がそれである。太政大臣三条（実美）は、1873年1月19日付岩倉大使宛公翰をもって、木戸・大久保両副使に、「先便縷々申述候通本朝国事多端不得止之要用も有之候⁽³⁾」と帰国を命じた。木戸・大久保は3月19日ベルリン滞在中に、この帰国命令に接した。岩倉が3月26日付三条宛書簡で、「何卒進退同一に相成候様と存候得共小生力には難行届何共遺憾⁽⁴⁾」と書いたごとく、アメリカでの条約改正問題以来木戸・大久保両者が不仲となっていたことから、岩倉の切なる希望にもかかわらず木戸は大久保と同行するを好まず、両者は別々に帰途についた。大久保は3月28日帰国の途につき、5月26日横浜に帰着した。木戸は4月16日に岩倉大使一行と分かれ、7月23日に帰国した。

木戸も大久保もともに「国事多端」の理由をもって、やむなく回覧途中で召還されたにもかかわらず、2人とも政局を避けて政府活動に積極的に従事しようとしなかった。木戸も大久保も、帰国後政府部内で支配的な征韓論、すなわち西郷の大使派遣問題にたいして、表面的には反対の態度を明白にはしていない。むしろ傍観的態度であったといえる。

木戸は、かれの日記によれば、7月23日の帰国以後三条・西郷・その他政界の要人と会ってはいたが⁽⁵⁾、留守政府にたいする満腔の不满と大久保との感情的な対立から、病気を理由に政府に出勤せず、ただ日記や手紙に専念していた。

大久保も大蔵卿の職務に復帰しなかった。大久保は、米欧回覧によって資本主義列強の実体に接して、富国強兵・殖産興業の緊急性を痛感するとともに、日本をして東洋のドイツたらしめ、みづからもまた東洋のビスマルクたろうとする野望をもって、その実行意欲に燃えて帰国したといわれる。「大久保利通伝」は、つぎのごとく記している。「欧米に航して、遍く其制度文物を視察研究し、深く覚悟して自ら期する所あり、将来の施政に関し、遠大なる経綸を抱懐して帰朝したり⁽⁶⁾」。たしかに、大久保が米欧回

覧によって内政方針について新構想をいただき、大業遂行を決意し、国政改革への意欲に燃えて、心中期して帰国したということは容易に推測されるところである。しかるに、他方では帰国時の大久保の心境は、むしろ失望落胆・意気消沈していたともいわれている。当時左院三等議官宮島誠一郎は大久保の談話として、つぎのごとく述べている。

実ハ使節派出先へ御用有之ニ付早々帰朝之旨御戻申来夫ヨリ大使ニ先立チ二三箇国ヲ残シ不取敢帰朝候処已ニ御改革モ相済ミ候由ニテ態々帰朝ニ対シタル御用無之当時休息中政府之御模様承知不致。⁽⁷⁾

また黒竜会編「西南記伝」上巻一は、つぎのごとく述べている。

留守内閣に於て、内政の改革、着々其効を奏し、彼等（岩倉大使一行一筆者）帰朝復命の日には殆ど喙を政治の改善に容るるの余地なかりしかば、彼等の失望は実に意料の外にてありしことを疑ふ可からず。⁽⁸⁾

当時留守政府にあって大蔵省事務総裁として大蔵卿大久保の代理をつとめていた大隈によれば、欧米諸国巡遊による大久保の新思想・新知識を大久保の天稟の敏腕によって政務上に発揮することを期待した。大久保みづからも、それを期しているものと想像し、それによってわが内治・外交の面目を更新しようと考えていたにもかかわらず、事実はまったく反対であったと、つぎのごとく述べている。

遠慮なく言へば、大久保は其巡遊中に、木戸と不和にして単身帰朝するの已むを得ざるに至りしより、快々として楽しまざるのみならず、一旦帰朝して内国の事情を察するに及んで、井上の辞職、閣僚の反目は言ふまでもなく、彼（大久保）と西郷との関係、彼と旧藩主との関係など殆んど之を口にすへからざるものあるを知り、痛く落胆失望して輒く政務を執るを欲せず、憤然天を仰て長大息して曰く、「嗚呼斯くのこつくんは、吾復何をか為さん」と。大久保は此のとき悲境に沈めり。⁽⁹⁾

大隈は大蔵卿大久保が帰国した以上、依然として大蔵総裁の地位にあることは形式上・実質上からも穏当でないとして、その地位を退いて大蔵省

の政務を返さんとした。しかるに、大久保は当時の自己の境遇と公私の関係とを告白して、大蔵省の政務継続を大隈に懇請した。かくして、大久保は米欧回覧帰国以来なんらなすところがなかったばかりか、ついには東京にいることを厭い、政局を避けて8月16日から9月21日の帰京まで、箱根温泉・富士登山・近畿地方の名勝旧蹟の遊覧のために、逃避的な旅行に出発したのである。⁽¹⁰⁾この旅行について、「大久保利通伝」は「此歳、政府は初めて官僚の夏期休暇の制を定めたり、依て、利通は、一には岩倉大使等の帰朝を俟ち、一には其心身を養はんが為め⁽¹¹⁾」と述べている。

失望落胆・意気消沈していた失意の大久保は、国内政局をいかにみ、またいかなる心境にあったであろうか。大久保は旅行出発前日の8月15日付、欧州留学中の村田新八・大山巖両名宛書簡で、つぎのごとく述べている。

当方之形光ハ追々御伝聞モ可有之実ニ致様もナキ次第ニ立至、小子帰朝イタシ候テモ、所謂蚊背負山之類ニテ不知所作、今日迄荏苒一同手ノ揃ヲ待居候、仮今有為之志アリトイヘトモ、此際ニ臨ミ蜘蛛之捲キ合ヲヤツタトテ寸益モナシ、且又愚存モ有之泰然トシテ傍観仕候、国家ノ事一時ノ憤発力ニテ暴挙イタシ愉快ヲ唱ヘル様ナル事ニテ決シテ可成訳ナシ、……追々役者モ揃ヒ秋風白雲ノ節ニ至り候ハ、元氣モ復シ可見ノ開場モ可有之候。⁽¹²⁾

「大久保利通日記」が不幸にして1871（明治4）年11月11日より1873年10月14日まで欠けているために、⁽¹³⁾上記書簡は当時における大久保の心情を知りうる重要な史料である。しかし、この書簡の解釈について「大久保利通文書」第四の解説は、「当方之形光ハ……実ニ致様モナキ次第」の政局紛糾中心問題を、「朝鮮ニ対スル議論沸騰」と朝鮮への西郷大使派遣問題としてとらえている。そのうえで、大久保の心情を征韓論・西郷大使派遣反対とし、岩倉大使一行の帰国を待って「一同ノ手」や「追々役者モ揃」ったところで、内治優先の立場から、外戦をひきおこす西郷大使派遣を阻止せんと意思表示を暗示していると説明している。⁽¹⁴⁾この解説にはいささか解釈の無理があるようにおもわれる。むしろ、毛利敏彦著「明治六年政変

の研究」にみるごとく、「当方之形光」は主として大蔵省問題であり、「蜘蛛之捲き合」とは、当時の実情からして大久保の米欧回覧の留守中に参議となった江藤新平との対決であった。大久保が「秋風白雲ノ節」に期していたのは、具体的には司法省地方裁判所網の設置によって大蔵省の権限から奪われた府県警察権を、内務省の設置によって奪いかえすことであった。当時大久保は西郷を同郷の先輩として敬意を表しており、またこの書簡の宛先が西郷にきわめて近かった村田・大山の2人であり、大久保が同じ薩摩閥のかれらに西郷批判を内容とする手紙を送るとは、とうてい考えられない。明解な考証による毛利説の解釈の方が、当時の実情にかなったより正論であるとおもわれるのである。⁽¹⁵⁾

岩倉大使一行は召還命令によって9月13日に帰国した。15日、岩倉は三条と政府直面の諸問題を協議したが、三条は同日付岩倉宛書簡で、「大久保木戸之両氏政府ニ出勤之運に不相成候ては百事治り不申候⁽¹⁶⁾」と書いた。木戸・大久保両副使が三条から帰国命令をうけたときも、その理由は「国事多端不得止之要用も有之」であった。「百事」・「国事多端」の中心問題はかならずしも、征韓論・朝鮮への西郷使節派遣問題ではなかった。岩倉の同月19日付、フランス駐在公使鮫島尚信宛書簡⁽¹⁷⁾によれば、「百事」の内容は、1.「廟堂上之事」・「紛紜」として、イ.「井上洩沢及工部井上等辞職」の大蔵省をめぐる対立・紛糾、ロ. 島津久光一件、2. 内政問題、3. 外交問題などであった。外交問題は台湾・朝鮮・樺太・清国の4項目中、重要なものは樺太問題であり、朝鮮問題については、「朝鮮征伐御互に兼て承知之通真に御評議有之候得共是以即時之事にては無之哉と存候⁽¹⁸⁾」とあって、当面の緊急重要問題とは考えていなかった。岩倉の書簡中、征韓論・朝鮮への西郷使節派遣問題が議論沸騰して、政府を二分するとき重要案件であったという記述はどこにもない。

大久保の政局からの逃避的関西旅行も、かれが米欧回覧によって具体化・明確化させた富強化構想の内治優先の立場から、征韓論に強く反対していたためであると理解するのは、至当ではないようにおもわれる。後述す

るとく、大久保自身も元来征韓論者であったからである。かれが東京から脱出したのは、主として旧主島津久光への遠慮と木戸との不仲による気まずさ、加えて反対派の権限が強大となった「留守政府」にたいする満腔の不満と心底からの反感からであったと推測されるのである。すでに、大久保は留守政府の手のつけがたいことを予想して、ベルリン滞在中召還命令を受けた（3月19日）あとの4月1日、イギリス駐在の寺島宗則宛につきのごとき書簡を送っていた。

假令小子一人帰朝候ても何も目的も無之故黙々トシテ一同之帰朝を待より外致方無御座候願クハ温泉ニてもいたし度希望にて候。⁽¹⁹⁾

木戸も帰国（7月23日）5日後の28日の日記に、「留守中の形情紛紜細縷不能尽筆頭為天下後世只不堪長嘆⁽²⁰⁾」と記している。

岩倉使節団が米欧回覧の旅に出発したのちの留守政府では、当初政府内は三条太政大臣を筆頭として、参議は西郷・板垣・大隈の3人であった。しかるに翌1872（明治5）年4月19日に、左院議長後藤象二郎・文部卿兼教部卿大木喬任・司法卿江藤新平の3人が新たに参議に昇格した。かくして使節団出発前の薩長土肥各1の均衡は破られ、参議出身旧藩別は薩長各1・土2・肥3の割合となった。5月2日には勅旨によって「⁽²¹⁾体政官職制」および「正院事務章程」が「潤飾」（手直し）されて、参議の権限が強化拡大された。帰国後の大久保からすれば、以前は岩倉・木戸・大久保の下僚であった江藤が、留守政府主流の西郷・板垣と結んで、司法卿・参議と異例のスピード出世をとげて大久保の上位にあり、その間、岩倉系の陸軍卿山県有朋・大蔵大輔井上馨ら長州藩閥官僚派の不正汚職追及に全力をあげ、その勢力失墜をはかる急先鋒となっており、また司法省権限拡大・大蔵省縮小などのこともあって、江藤にたいする憤懣があったであろうことは容易に推察される。大蔵省と各省間の対立・紛糾、江藤の山県・井上らの不正追及、予算衝突問題などは、当面本題でないので論述しない。

留守政府は岩倉大使一行と誓約した「約定」を反古にして、急進的新政策を推進した。太政官制度潤飾のほか、学制・徴兵制・地租改正・電信

と鉄道開通・太陽暦採用・国立銀行条例制定・身分族称改正・その他である。これらのうち、とくに学制・徴兵制・地租改正の三大改革は民衆に多大の脅威をあたえるものと理解され、激しい農民一揆を誘発した。青木虹二氏によれば、1872（明治5）年から1877年までの期間に発生した農民一揆の総計は195件であった。そのうち学制・徴兵制・地租改正への反対件数は各5件・15件・27件で、この合計47件は総計の約24%に相当した。⁽²²⁾ これら社会的緊張が政府部内に反映して大蔵省と各省間の紛糾、その他の各種の対立抗争を惹起したのである。帰国した「米欧回覧派」は留守政府の「約定」無視の新政策推進にたいする改革方式とその急進性に批判を提議したが、⁽²³⁾ 当面本題でないので論及しない。

以上のごとき留守政府の実態からも、大久保は政局からの逃避的関西旅行に出発したものとおもわれるのである。

2. 朝鮮遣使問題と大久保

米欧回覧帰国後の大久保は、三条から「百事」処理のために幾度となく参議就任を懇請されたが、かれは大蔵卿でありながら出勤もしなかったが、参議就任も固辞しつづけた。三条は大久保の参議就任固辞に関し、1873年6月17日付岩倉宛書簡で、つぎのごとく述べている。

大久保にも帰朝後何とも配慮罷在候義と存候同人義も正院参議ニ被仰付候事ニ有之候得共同人義内願之次第も有之末拝命ニ相成不申候。⁽²⁴⁾

9月21日、大久保が関西旅行から帰京すると、さっそく三条・岩倉は大久保に参議就任を勧告した。しかるに、大久保は26日付岩倉宛に、「小臣心緒兼て御了察も被為在候間何卒御重憐断然御止メ被下候様至誠懇願仕候」と、辞退の旨を懇願した。その最大の理由は、政府の近代化政策に反対、礼式復旧を要求、西郷・大久保らの政府主脳部の人事交代の建言書を提出した旧主島津久光への遠慮からであった。加えて木戸との不仲による気まずさであった。大久保の関西旅行が留守政府に手のつけようがないので、岩倉大使一行の帰国を待って反撃にでる時節到来を期してのものであ

ったというなら、岩倉大使一行はすでに9月13日に帰国しているのであるから、大久保も9月21日に帰京することなく、すみやかに帰京し、参議要請にも積極的に応じたはずである。大久保の関西旅行と参議就任固辞の各理由は多分に共通した部分があったといえよう。

伊藤の9月27日付岩倉宛書簡によれば、病床の木戸は伊藤を通して、「大久保拜命之儀第一着と相心得居候趣に御座候⁽²⁶⁾」と、岩倉に自分の心境を伝えた。

これまで三条らの書簡には、朝鮮への西郷使節派遣問題に直接触れたものはなかった。9月28日付、三条からの岩倉宛書簡に、「朝鮮事件西郷頗ル切迫昨日御談申上候通りにつき甚痛心仕候⁽²⁷⁾」という一節があらわれた。朝鮮への西郷大使派遣の件は、すでに大久保が関西旅行に出発した翌日の8月17日に閣議で内定していた。西郷は9月20日を朝鮮への出帆日と予定し、その準備に急いでいた。岩倉帰国まで待たされていた西郷は、岩倉帰国後もいっこうに閣議が開かれず、出発も延期されたため、しばしば三条に閣議開催を督促した結果である。ここにおいて西郷の朝鮮使節派遣問題が、政局の緊急重要案件として登場してきた。

征韓論の起こりや征韓論争については、その経過内容を詳細に叙述した多数の研究史が存在するため、ここでは深く立ち入らない。大久保の参議就任固辞と、かれが竹馬の友であり盟友であった西郷と対決せざるをえなかった、やむをえない事情と結果などを中心に考察してみたい。

三条は9月29日付書簡で、岩倉に大久保の参議就任への尽力方を、つぎのごとく要請した。

重大之急務速に議を起し不申ては余程内外切迫之情態に有之候間是非大綱領を拳申度……大久保之処偏に奉命を相祈申候反覆相考候ても同人奉命無之ては千万困難と存候……只管同人之拜命を祈念仕候。⁽²⁸⁾

三条・岩倉は伊藤・黒田の協力をえて大久保の参議就任に懸命に尽力した⁽²⁹⁾。とくに伊藤は木戸と大久保との和解をはかり、大久保の引き出しに大いに斡旋尽力した。しかるに大久保の態度は変わらず、9月30日付岩倉宛

書簡でつぎのごとく重ねて参議就任を固辞した。「兎角木戸先生を根本にして御一定有之候外見込無之旨相答置候次第に御座候間左様御得心被下度奉願候⁽³⁰⁾。

岩倉は、同日、大久保宛に、「今夕西郷方え行向候処朝鮮事件頻りに切迫論之有候⁽³¹⁾」につき、明日会いたいと連絡した。三条は10月3日岩倉に宛て、「大久保申立云々実ニ処分スルニ良策無之困却仕候併吾モ至誠ヲ以テ説候ハバ貫徹不致咎も無之歟⁽³²⁾」と書いたものの、西郷使節派遣の裁断をくだす時期が切迫していたため、翌4日、三条は岩倉に使節派遣に関する覚書⁽³³⁾を送った。それによると、三条は使節派遣を不可避的で、しかも必然的に開戦に直結するものと理解し、みづから苦慮していた。

伊藤・黒田の斡旋尽力によって、ついに大久保は10月8日、三条・岩倉に使節派遣の延期と、その確定せる内意を書面にて明示することを条件として、参議就任を受諾することとした⁽³⁴⁾。三条・岩倉は10日、その約定書を大久保に手交し、同日大久保も三条・岩倉に、つぎのごとき請書を提出した。

御書面拝読仕候……確定之御目的詳細被示聞判然了得仕候此上ハ御旨趣ヲ遵奉シ惟命惟従不願謏劣碎身可仕候⁽³⁵⁾。

大久保は12日に参議を拝命し、勢力均衡上から西郷使節派遣支持の外務卿副島も翌13日参議に昇進した。使節派遣問題で西郷らと対決する決意を固めた大久保は、参議就任受諾にあたってその悲壮な覚悟のほどを、「参議就任に付き家族に遺せし秘書」において、つぎのごとく記している。

全体此度ハ深慮有之何く迄も辞退之決心ニ候得共即今形勢内外不可言之困難、皇国危急存亡ニ関係する之秋被察然るニ此難を逃ケ候様之訳に相当り候ても本懐にあらす且謏劣之一身上進退之事ヲ以国家之大事遷延相成候様にて多罪を重ネ候義ト致愚考断然当職拜命此難ニ斃れて以て無量之天恩ニ報答奉らんと一決心いたし候……拜命前熟慮ニ及此難小子ニあらされハ外ニ其任なく残念なから決心いたし候⁽³⁶⁾。

これよりさき、西郷はいつまでも閣議を開かぬ三条にたまりかねて、10

月11日にたびたびの延期を責め、「今日に至、御沙汰替等の不信の事共相発し候ては、為天下勅命軽き場に相成候……若哉相變じ候節は、実に無致方、死を以国友え謝し候迄に御座候⁽³⁷⁾」と、閣議即決を迫った。衝撃をうけた三条は同11日付岩倉宛書簡で、この一件はぼくらの軽率から難事に立ち至ったもので、国家にたいしても申し訳なく、尊公方にたいしても慚愧のほかはないと深刻に反省し、「此上ハ大久保之精忠ニ依頼」するとともに、「御同伴ニテ西郷方ニ行向、赤心ヲ以テ」説得するほかはないと、苦衷を訴えた。さらに三条は12日、岩倉宛に、つぎのごとく述べて、かれの悲痛な心境を伝えた。

大久保之苦慮如何計ト想像仕候実ニ西郷も決心之事ナリ兵隊之動静も此一挙之都合ニ依り候てハ殆ト駕御之策六ヶ敷可有之ト他日之変害不堪懸念候兵隊之駕御ヲ失候てハ不可及之大患ト存候。⁽³⁹⁾

三条からすれば、使節派遣は不可避的なものではあるが、使節が危害を加えられれば国政の柱である西郷を失うこととなり、開戦も必至となる。さればといって使節派遣の延期によって、陸軍大将として軍隊を掌握している西郷が辞職でもすれば、軍隊が政府から離反する重大な局面となる。三条は、「明治六年政変」後の12月28日、大久保を招いて西郷ら前参議をすべて復職させるべく、その可否を問わねばならなかったことから明らかなごとく、深刻な苦悩におそわれていたのである。

大久保の参議就任によって、いよいよ14日閣議が開かれ、懸案の朝鮮使節問題が審議されることとなった。しかし、この日は結論がでず、翌15日再開されたが、大久保の日記⁽⁴⁰⁾によれば使節派遣延期を強硬に主張したのは大久保だけであったが、論争は決せず、三条・岩倉の相談の結果、「実ニ西郷進退ニ関係候テハ御大事ニ付不得止西郷見込通ニ任せ」ることに決定した。ここに8月17日の閣議内定が再確認されて、天皇の裁可をうるだけとなった。

絶対秘密の宮廷政治の対決では、天皇を味方にした側が必然的に勝利する。大久保は「只一ノ秘策」による宮廷陰謀を駆使して、23日、三条の代

理となった岩倉をして天皇に西郷使節の朝鮮派遣延期を上奏させ、裁可をえて、閣議決定にたいする逆転劇を演じ、西郷派遣案を葬ったのである。かくして明治6年10月の政変は中央集権官僚制の全面的勝利に帰した。この政変において岩倉・大久保の果たした役割は、その後の日本の国家機構構築において決定的に重大であった。

いわゆる「征韓論争」において、一般に「征韓派」・「非征韓派」(内治派)といわれているが、元来木戸・大久保も含めてすべてが明治維新当初から征韓志向であるから、厳密にはかかる名称は至当ではない。大久保についていえば、かれは1873(明治6)年10月、朝鮮への使節派遣に関しては、慎重に廟議においてその順序方略を議さねばならないとして「岩倉公に呈せし覚書」⁽⁴¹⁾の中で、征韓についてつぎのごとく述べている。「大目的」としては、「朝鮮ヲ開化ニ誘導スルノ旨趣、朝鮮ヲ我有ニ属シ吞噬スル旨趣」のいずれかをとるべきであるとし、「使節ノ談判ヲ要シ問罪ノ師ヲ差向ケラルハ此目的ヲ定ムルニ在リ」と結論づけている。毛利敏彦氏によれば、「まさに周到かつ現実的な開戦準備計画メモ」であり、大久保は「条件さえ整えば、征韓戦争をする気であったと想像しても、そんなに見当ちがいはなからう」⁽⁴²⁾ということになる。

また大久保は次節でみる「征韓論に関する意見書」においても、基本的には正当性を認める立場をとっており、問題は「富強化」実現のための国内条件の整備次第で、結局「時期」の問題であったといえよう。以上のごとくみれば、「征韓論争」は「急進派」と「時期尚早派」との対決であり、しかして双方の対決理由は何であったのかということに帰着する。以下、それについて結論的に、簡潔にふれておくこととする。

木戸の1868(明治元)年12月14日の日記にみられるごとく、対外政策としての征韓問題についてはすべてのものが共通認識をもっていた。ただ征韓の「口実」となりうる状況が、朝鮮側に生じていなかったのである。国内では政府の新政策、とくに1873(明治6)年1月10日の徴兵令公布によって、「常職」を奪われた士族の憤激が頂点に達した。ときあたかも同年

5月末、東萊府使が「潜商」取締り強化の命令書を掲示し、これが「無礼」・「侮日」として征韓の口実となり、6月に入り「征韓論」が起こったのである。西郷は台頭してきた征韓論を絶好の機会として、「内乱を翼ふ心を外に移して国を興すの遠略」⁽⁴⁴⁾によって、士族に活路をあたえると同時に、外征の緊張に乗じて士族中心の軍事独裁政権を樹立せんと意図した。かれは米欧回覧派の岩倉らに反対されることが明白であるがゆえに、三条が岩倉帰国まで待つというにもかかわらず、朝鮮使節派遣の閣議決定を三条に強く迫っていたのである。

他方、大久保らは士族反乱より、増大する農民一揆を恐れた。1873年は、年間56件、うち1万人以上の大一揆が6件と、農民一揆が激発した年であった。米欧回覧派にとっては一揆の防止が先決であり、国民をいっそう困窮せしめる外征は時期尚早であった。

いわゆる「征韓論争」は、究極的には士族中心の軍事独裁体制確立に政治生命を託した西郷と、富国強兵・殖産興業・文明開化を標榜して中央官僚支配による天皇制機構と資本制的生産様式を創出するために、留守政府から内政の主導権奪還をはかろうとした米欧回覧派との、主導権獲得権力闘争であった。それゆえ、この論争の本質は対外政策をめぐる対立ではなく、外交問題の形態をとりながら、西郷的コースか大久保的コースか、そのいずれが主導権をにぎるかの政府部内における双方の全面的な激突であった。しかし、大久保は10月22日付黒田宛書簡で、「今般之一件小子ニおひて御同様不可忍私情無言許候得共所謂大公無私心国事ニ付而ハ不得止……自反シテ寸毫愧ル処無之候」⁽⁴⁵⁾と、明治6年10月の政変は私情からではなく国家のためにやったことだから、何ら良心に恥じることはないと述べている。

3. 「征韓論に関する意見書」

米欧回覧派が朝鮮使節派遣に強く反対した根底には、留守政府にたいする満腔の不満、とくに江藤への心底からの反感があった。木戸・大久保に

とって元下僚であった江藤が司法卿となって強大な権限をにぎっており、そのうえ、大久保より高位の参議にまで昇格していたこと、また、西郷の朝鮮使節派遣が西郷派の思惑どおりにはこぶことになれば、米欧回覧派の政局での出番はいっそうなくなるため、米欧回覧派とすれば留守政府主導の朝鮮使節派遣は是が非でも阻止せざるをえなかったのである。参議就任を固辞しつづけてきた大久保が決死の覚悟をもって、ついに参議就任を受諾するにいたったのも、三条・岩倉の熱心な哀願に負けたことにもよるが、自己の構想による富強化実現のために、何としても政府部内における主導権をとりたかったからである。

10月14・15両日の閣議において、朝鮮使節派遣にたいし、もっとも激しい反対論を展開したのは大久保であった。大久保が朝鮮使節派遣を内治優先・時期尚早の立場から猛反対した論拠は、閣議決定前に三条・岩倉に提出した、かれの財政経済政策論というべき「征韓論に関する意見書」⁽⁴⁶⁾7カ条によってであった。以下、この意見書に沿って、大久保の反対論旨をみることにする。

第一条で、大久保は、御親征から未だ日が浅く政府の基礎も未確立で、古今稀少の大変革によって職と産を奪われ、大いに不満をいづく徒が多数いて安心はならぬが、それよりむしろ、「維新以来新令多く下り旧法全く変する者不尠して全国の人心未だ安堵に至らず常に疑懼を抱き……或は布令の意を誤解し或は租税の増加せんを疑念し辺隅の頑民容易に鼓舞煽動され騒擾起すにより止を得ずして鮮血を地上に注げる既に幾回そや是実に能慮るべき所の者にして未俄に朝鮮の役を起す可らずとするの一なり」⁽⁴⁷⁾と、士族反乱の恐れより、すでに激発している農民一揆の防止を考慮して反対した。

第二条では、今日すでに政府の費用莫大にして財政は赤字となっており、今戦端を開けばいっそうの重税・外債・紙幣増発をよぎなくされる。されば紙幣価値は下落し物価は騰貴して、「自ら紛擾錯乱を生し大いに人民の苦情を發し終に擾乱を醸し亦云うへからさるの国害を来す」⁽⁴⁸⁾と、国家財政

の破綻と国民生活の圧迫の面から反対した。

第三条では、海陸文部司法工部開発等の富強の基となる諸業は年数を要する。今兵役を起こせば、「政府創造の事業尽く半途にして廃絶し再度手を下すに至ては又新に事を起さるを得ず⁽⁴⁹⁾」。さすれば従来の事業は水泡に帰すことになると、政府建設事業の中途廃絶・挫折の面から反対した。

第四条では、貿易は毎年約100万両の入超である。貿易は一国富強の基であるが、今戦端を開けば「内国の物産を減少し且船艦彈藥銃器戎服多くは外国に頼らざるを得ず……益輸出入の比例に於て大差を生し大いに内国の疲弊を起さん⁽⁵⁰⁾」と、入超増大による貿易赤字の拡大と生産力減退による国力疲弊の面から反対した。

第五条では、日本は国際関係でロシア・イギリス、とくにロシアと最重要な関係にある。しかるに、今兵端を開いて朝鮮と交戦すれば、ロシアに漁夫の利をあたえることになると反対した。

第六条では、アジアにおいて最強をほこっているのはイギリスであり、日本の外債は主としてイギリスに依存している。「若し今吾国に於て不慮の禍難を生し倉庫空乏し人民貧弱に陥り其負債を償ふこと能はずんは英国は必ず之を以て口実とし終に我内政に関するの禍を招き……早く国内の産業を起し輸出を増加し富強の道を勤め以て負債を償還せんことを計るへし是実に今日の急務⁽⁵¹⁾」であるとして、征韓に反対した。

第七条では、日本と欧米諸国との条約は不平等である。イギリス・フランスのごときは「現に陸上に兵營を構へ兵卒を屯し殆と我国を見ること己か屬地の如し……夫条約改正の期己に近きに在り……独立国の体裁を全ふするの方略を立てる可んや是亦法今の急務にして末俄に朝鮮の役を起す可らず⁽⁵²⁾」と、条約改正のための国内整備の先決を主張して、征韓に反対したのである。

大久保の意見書から明らかごとく、かれは朝鮮使節派遣問題で対決するにあたって、使節派遣即開戦論を不動の前提として猛反対論を展開した。この立論は三条が使節は不可避であり、同時にそれは開戦に直結するもの

として事態を深刻にうけとり、みづから苦慮したものと同じであった。それだけに、使節派遣が開戦に直結するという前提で反対論を展開した大久保の立論には相当の無理が感じられるが、決死の覚悟で参議就任を受諾した大久保としては、これも承知のうえのことであったかも知れない。かれの大使派遣即開戦論の前提を是とし、日本国力未だ乏し一国富急務一時期尚早として考えるならば、前述した意見書は実に堂々とした見事な反対論であったといえよう。大久保は外征は時期尚早であり、なによりも富国強兵実現のために制度・文物を整備し、生産諸力の強化の手段として殖産興業政策を推進することが急務であると認識していた。意見書はその認識に立ってのかれの財政経済政策論であった。

4. 「明治六年政変」後の新体制

以下、大久保の富強化構想に関連して、政変後の新体制について触れておきたい。

大久保・岩倉らによる宮廷陰謀の逆転劇で、西郷は即日参議辞表を提出し、板垣・後藤・江藤・副島なども翌24日辞表を提出し、受理された。かくて、朝鮮使節派遣問題は、中央集権的官僚の全面的勝利に終わった。その後の政局を担当する中心人物は、とうぜん西郷派ともっとも激しく対決した大久保でなければならなかった。大久保は24日、岩倉宛書簡⁽⁵³⁾で、新参議の任命と参議・省卿の兼任制を提案した。同じ24日、去る10月15日三条が「実に西郷進退に関係仕り候ては御大事につき、止むを得ず西郷見込み通り」にまかすと裁決した、その翌16日に大久保が提出していた辞表が却下され、ついで新たに伊藤・寺島・勝が参議に任ぜられた。25日、大久保は伊藤宛書簡で、今晚6時頃より大隈方で「此際に乗しうろつきたる事に相成候ては、実に天下に面皮も無之候付、十分廟堂上の目的確定、其実績を挙げ、政府の基礎相据候迄は一步も不譲決心不相付候ては相済不申候付、厚く固め置申度⁽⁵⁴⁾」と連絡し、大久保・大隈・伊藤の三者会談をもった。同日の大久保日記によれば、「至尊御補導ノ事」、「大臣殿其躰ヲ得ラレ候事」、

「同僚同心協力ノ事」⁽⁵⁵⁾の3カ条を相談のうえ同意し、今後の政局担当で協力することを誓い合ったのである。大久保の構想により各参議が、つぎのごとく各省卿を兼任することとなった。大隈一大蔵卿、伊藤一工部卿、寺島一外務卿、大木一司法卿、勝一海軍卿。大久保は11月創設予定の内務省の卿となることが内定しており、木戸は病身を考慮して激務である卿の任からはずされた。

11月10日、太政官布告第375号により内務省設置が決定した。同月29日、大久保が内務卿に就任し、大蔵省・工務省・司法省などの内政機関をその傘下におく中核的行政機関の長として、強大な権限を有するにいたった。ここに中央集権的官僚支配機構が確立し、1878（明治11）年5月大久保が非業の死をとげるまで、いわゆる「大久保政権」時代に入ったのである。大久保にとって直接の国家目標は富国強兵であり、一定の政治体制下からの政府主導の殖産興業政策を強力に推進することによって、早急に万国対峙の態勢を形成することであった。すなわち、政治的集中を完成し、その集中力をもって経済的集中をなしとげ、一日も早く列強に伍する強大な国力を築きあげることであった。そのために富国強兵を最高目標とし、その達成手段として殖産興業・文明開化をスローガンとしたのである。内務省中心に遂行する富強化のうち、殖産興業政策の展開については、いづれ「研究論集」で「大久保の殖産興業論と殖産興業政策」と題して論ずるので、当面は言及しない。

大久保が富国強兵を国家目標とするとき、かれの富強化構想の具体化・明確化は米欧回覧によってえた認識の成果であるが、ここではかれの統治形態観について、多少触れておくこととする。大久保にとって富国強兵が政治的・経済的集中の目標であるとき、その具体的形態は「文明開化」であった。文明開化は政治的には立憲国家であり、経済的には資本制的生産様式であった。したがって「富強」とは立憲国家形態をとった資本主義を意味した。大久保らにとって強力な中央集権的専制と、その政治形態としての立憲制とはすこしも矛盾するものではなかった。しかし、当初から実

質的な専制と形態的な立憲制である、天皇制的絶対主義支配の君主専制を考えていたわけではない。大久保らは米欧回覧中、民権の国は平民に富豪が多く国が盛んであるが、君権の国は貴族が富んで国の繁栄が劣っている実情を知り、また欧米列強に比して日本の文明と開化がいかにか皮相的であるかを痛感した。大久保がイギリス立憲政治の妙用が自治制度の完備の上になされていることを聞かされて、自治制度に強い関心を示し、また木戸が日本の開化は国民強化を基盤に推進されねばならないという確信から、とくに各国の教育制度に強い関心を示したのも、そのためであった。大久保は、民主政体は時期尚早であるが君主専制政体は古すぎるとして、「君民共治」制を理想的統治形態とした。

しかるに、大久保は当初志向した「君民共治」制を否定し、「独立不羈⁽⁵⁶⁾ノ権」の確立の重要性を強調して「君主専制」方式を採用した。大久保は民権の国は国が盛んで、君権の国は繁栄が劣るという認識をもちながら、なにゆえ専制的政権を選ばざるをえなかったのであろうか。重要な理由として、日本がプロシアと近似していたこと、富強のモデルとした列強の文明開化の実状が経済的・政治的に反動化しつつあり、民主主義とはいうもののその実態は政府権力が強く自由民権的でなかったこと、国内的には、岩倉をはじめとして政府首脳が全国的に高揚する自由民権運動をフランス革命以上のものとして恐れたことなどもあげられようが、大久保に「独裁」的政権を志向させた最大の契機は、列強資本主義の反動化と当時の世界資本主義体制のなかに組み込まれた日本の危機的状況にあったといえよう。

大久保は、板垣らが「民撰議院設立建白書」を政府に提出する2カ月前の、1873年11月に「立憲政体に関する意見書⁽⁵⁷⁾」を提出した。この中におけるかれの漸進的立憲君主政体の構想は、「征韓論に関する意見書」で強調された国力充実のための内治優先論と符節を同じくするものであった。すでに述べたごとく、大久保のこの意見書は西郷派と対決する論拠として、かれが当面の国家の緊急重要施策を集約したものであった。この中で大久保は、対外的には不平等条約によって独立国の体裁を失い、国内的には農

民一揆の激発・紙幣乱発とインフレ・外債の累積・貿易収支不均衡による財政危機の状況下で、日本の富強・開明政策が廃絶・挫折する危険性に直面していることを強調したのである。ここに大久保が、世界資本主義体制の中で日本をいかに位置づけ、直面する矛盾打開のためにいかなる政策を推進すべきかを的確に把握していたかが知れるのである。大久保が目指す富強は欧米列強と同様な強大な国家であり、当時世界最高水準の文明を誇る資本主義であった。いうまでもなく、資本主義の基本的存立要件は利潤を追って移動自由な資本の存在と、それに対応する自由（住居・職業）な労働力の存在である。資本と労働力の創出過程であるいわゆる資本の本源的蓄積は、本来西欧においては絶対主義の下で遂行された。日本における資本の本源的蓄積は主として明治政府により推進された。ここに大久保政権が専制的、したがって「独裁政権」たらざるをえなかった根拠があるともいえよう。

大久保は、内務省を通して一方では漸進的に立憲政体を確立し、他方大蔵省に代わって殖産興業を推進しようとした。「内務省職制章程案」⁽⁵⁸⁾によれば、その第一条に「内務省ハ国内安寧保護ノ事務ヲ管理スル所」と規定しており、内務省の目的は内治の要を富国において富強化助政策と、それを推進するための社会秩序維持機関であった。勸業寮大承河瀬秀治が、「大久保公はまず内治では警察に重きを置かなければならぬ次には人民の殖産興業殊に民業を発達させなければならぬ此の二者は最も内治の重大事であるからそれで警保寮と勸業寮を一等寮にせられたのである」と語っているごとく、内務省がいかに殖産興業と行政警察とを重視したかが知れるのである。大久保の立憲政体は警察政治に重点をおいたものであったが、かれにとって富強の前提である文明開化は形態的には立憲制であり、しかも富強達成のためには専制的でなければならないという要請のまえに、両者は少しも矛盾するものではなかったのである。その点、木戸が1873年11月伊藤にたいして、「建国の大法はデスポチックに無之くしては相立申間敷……外に教育と兵制は容易にデスポチックは被止不申候」と述べたごとく、基

本的には国家体制構築構想において大久保・木戸は一致していた。

おわりに

従来断片的・場当たり主義的に推進されてきた明治政府の殖産興業政策が、米欧回覧帰国後の大久保政権で富強を最高の国家目標として、内務省中心に本格的・積極的・体系的に強力に展開されることとなった。

「国事多端」の理由から回覧中途において召還命令を受けた大久保は、重要な新政策がすでに留守政府の手によって遂行されていたこと、留守政府部内の反対派勢力が強大となっており、帰国してもいかんともしがたいなどの実状から、いわば失意の態で帰国した。大久保は旧主島津久光への遠慮からも政局から逃避し、三条からの参議就任懇請も固辞しつづけてきたが、朝鮮使節派遣問題が政府の緊急重要案件として登場するにおよんで、西郷派と対決することを決意し、竹馬の友・盟友西郷と「内治優先」の立場から激突したのである。西郷としても、不満の絶頂にある士族に活路をあたえ、外征の緊張を利用して士族中心の軍事独裁政権樹立を志向するためには、台湾問題は小さく樺太問題は大きすぎるが、征韓問題は手頃の絶好の機会として、朝鮮使節に命をかけたのである。結果的には宮廷陰謀逆転劇によって大久保の勝利に帰したが、「明治六年の政変」は中央官僚支配による国家体制を確立せんとする大久保らと西郷派との、外交問題を名分とした政府部内における主導権をめぐる権力闘争であった。西郷派の勝利に終われば大久保らの政局での出番はいっそうなくなるだけに、大久保としても、回覧中に構想した富強化達成の施策遂行のために、使節派遣即開戦論を不動の前提として「内治優先」の立場から強く反対したのであり、最終的には目的のためには手段を選ばぬ陰謀逆転劇となったのである。黒田が大久保宛書簡⁽⁶¹⁾で、恩義ある西郷を罠に陥れたことに良心の呵責を感じると苦衷を訴えたとき、大久保が私情からではなくすべては国家のためにやったことだから、何ら良心に恥じることはないと返答したのも、早急に万国対峙の強大な国力を築くために、回覧中により具体化・明確化

したかれの富強化構想を、強力に推進しようとする信念に燃えていたからであるとおもわれる。

大久保がフランスでみたのは、パリ・コンミュンの崩壊後誕生したフランス第三共和制の大統領チューによる不撓圧制であった。政変後成立した「大久保政権」は伊藤・大隈を両輪とし、内務卿大久保の独裁政権として運営された。内務省は一等寮の勸業寮・警保寮を両翼とし、富強化助成政策としての殖産興業とそれを円滑に推進するために「国内安寧保護」の立場から、治安警察に力を入れた。大久保らにとって形態的な立憲制と現実の富強達成の専制とは、何ら矛盾するものではなかった。「大久保の殖産興業論と殖産興業政策の展開」が、今後の課題である。

〔注〕

- (1) 勝田孫弥「甲東逸話」239-240頁、同「大久保利通伝」下巻805-806頁参照。
- (2) 前掲「甲東逸話」129頁。
- (3) 「岩倉具視関係文書」第五231頁。
- (4) 同上265頁。
- (5) 「木戸孝允日記」=407頁以下参照。
- (6) 「大久保利通伝」下巻60頁。
- (7) 宮島誠一郎編「国憲編纂起源」(「明治文化全集」第一巻「憲政篇」所収) 355頁、「大久保利通文書」第九229頁。
- (8) 黒竜会編「西南記伝」上巻-393頁。
- (9) 円城寺清「大隈伯昔日譚」659頁。
- (10) 「大久保利通伝」下巻94頁、「大久保利通文書」第四529頁。
- (11) 「大久保利通伝」下巻93-94頁。
- (12) 「大久保利通文書」第四521-522頁。
- (13) 「大久保利通日記」は岩倉使節団出発前日の1871(明治4)年11月11日から、朝鮮への西郷使節派遣閣議決定前日の1873年10月14日までがかけている。この間、大久保が米欧回覧中家族に添付した1871年12月22日から翌年1月1日までのものが、「大久保利通日記」下巻に収録されている。
- (14) 同上523-524頁。
- (15) 毛利敏彦「明治六年政変の研究」158-163頁参照。
- (16) 「大久保利通文書」第五3頁。

- (17) 「岩倉具視関係文書」第五320—324頁。
- (18) 同上321頁。
- (19) 「大久保利通文書」第四503頁。
- (20) 「木戸孝允日記」=408頁。
- (21) 「大久保利通伝」下巻き72—73頁参照。
- (22) 青木虹二「明治農民騒擾の年次的研究」36頁・付録の年表。
- (23) 原口 清「日本近代国家の形成」岩波書店1968年102頁以下参照。
- (24) 「大久保利通文書」第四526頁。
- (25) 同上第五1頁,「大久保利通伝」下巻95頁。
- (26) 「岩倉具視関係文書」第五327頁。
- (27) 「大久保利通文書」第五10頁。
- (28) 同上12頁,「大久保利通伝」下巻99—100頁。
- (29) 「大久保利通文書」下巻97頁,「伊藤博文伝」上巻739頁以下各参照。
- (30) 「大久保利通文書」第五16頁,「大久保利通伝」下巻103頁。
- (31) 同上「文書」第五17頁。
- (32) 同上18頁。
- (33) 「大久保利通伝」下巻104—106頁,宮島誠一郎「朝鮮国遣使ニ付閣議分裂事件」原題「国憲編纂起源付録」(「明治文化全集」第25巻「雜誌篇」所収)405—406頁各参照。
- (34) 「大久保利通文書」第五21頁。
- (35) 同上27頁,「大久保利通伝」下巻107頁。
- (36) 「大久保利通文書」第五40—41頁。
- (37) 「大西郷全集」第二巻788頁,「大久保利通伝」下巻109頁。
- (38) 「大久保利通文書」第五35—36頁,「大久保利通伝」下巻108頁。
- (39) 同上各38頁,111頁。
- (40) 「大久保利通日記」下巻203—204頁参照。
- (41) 「大久保利通文書」第五51—53頁参照。
- (42) 毛利敏彦「明治六年政変の研究」148頁。
- (43) 「木戸孝允日記」—159頁参照。
- (44) 「大西郷全集」第二巻755頁。
- (45) 「大久保利通文書」第五92—93頁。
- (46) 同上54—64頁,「大久保利通伝」下巻119—128頁参照。
- (47) 同上55頁,120—121頁。
- (48) 同上各56頁,121頁。
- (49) 同上各57頁,122頁。
- (50) 同上各58頁,123頁。

- (51) 同上各59－60頁，124－125頁。
- (52) 同上各61頁，125－126頁。
- (53) 「大久保利通文書」第五110頁。
- (54) 同上113－114頁。
- (55) 「大久保利通日記」下卷207頁。
- (56) 「大久保利通文書」第五189頁。
- (57) 同上182頁以下参照。
- (58) 同上296頁以下参照。
- (59) 同上第九97頁。
- (60) 「木戸孝允日記」第二453頁。
- (61) 「大久保利通文書」第五94頁。